

吉和川漁業協同組合内水共第 5 号及び
内水共第 6 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則はこの組合の有する内水共第 5 号及び内水共 6 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、ます、うなぎを言う。以下同じ。）の採捕（以下遊漁という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは手釣り、竿釣り、水眼、つけ針、濁りかけによる場合は第 10 条の規定により遊漁の中止を命じられ、また以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

毛鉤り釣りの場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けたものをいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行われなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日から 11 月 30 日まで
ます	4 月 1 日から 8 月 31 日まで
うなぎ	4 月 1 日から 11 月 30 日まで

2 前項の公示は、この組合及び第 6 条第 3 項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(漁具、漁法、漁場の制限)

第4条 中津谷川と小川の合流点から小川の上流馬立橋（ケブタ谷）までを毛鉤り（ルアーは除く）専用区とし、他の漁具、漁法で遊漁することを禁止する。

また、この区域における1日当たりの採捕者数を10名以下とし、1人1日あたりの持ち帰り尾数は2尾以下とする。

2 あゆの水眼による遊漁は、あゆ解禁日より21日以降から11月30日までの間で組合が定めて公示した日から11月30日までとする。

3 釣り大会等のため、漁場の一部一定期間遊漁を制限することがある。

ただし、この場合には公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
太田川と清水原川（通称滝ヶ谷川）との合流点から清水原川の上流1,000メートル（大滝）の区域	1月1日から12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。

ただし、遊漁者が幼児、小学校児童は無料、中学校の生徒または肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚種	漁具 漁法	遊漁料	
あゆ	竿釣り 水眼 濁りかけ	日券 3,000円	年券 10,000円
うなぎ	手釣り 竿釣り つけ針	日券 1,600円	年券 5,000円
ます	手釣り 竿釣り		
	毛鉤り釣り（ルアーは除く）	日券 4,000円	

注) ますの毛鉤り釣り（ルアーは除く）の遊漁料については中津谷川との合流点から上流の小川における毛鉤り専用区の料金である。

2 前項の規定に係わらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法の遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣り、竿釣り、水眼、つけ針、濁りかけによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(納付場所)

	納付場所	住所	電話番号
(1)	吉和川漁業協同組合 事務所	廿日市市吉和 737-2	0829-77-2911
(2)	その他組合が指定する場所		

- 4 前項で指定した納付場所は組合事務所等に掲示して周知を図る。
また、納付場所の変更について指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)及び腕章(ワッペン)を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証および腕章は他人に譲渡し、または貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを掲示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。